

## 他県における統合に伴う通学支援施策

### 事例 1) 北海道 高等学校生徒遠距離通学費等補助

#### 1 目的

道立高校の募集停止に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費（間借代を含む）にかかる経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努める。

#### 2 補助対象

中学校卒業時に募集停止校所在市町村に居住し、かつ、その市町村に所在する中学校を卒業して、通学区域内の他の高校へ修学した生徒の保護者等

※ 所得限度額あり

#### 3 補助の内容(概要)

(1) **通学費** 月額実費負担額に対し 10,000 円を超えた額を補助(基本)

(2) **下宿費** 月額実費負担額（部屋代）に対し 10,000 円を超えた額を補助  
(上限 25,000 円)

※ 学校設置者が運営する寮や寄宿舎の入寮者も下宿費の対象

#### 4 補助期間

募集停止後 5 年間

### 事例 2) 高知県 県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与

#### 1 目的

県立高等学校の再編にあたっての激変緩和措置として、県立高等学校が廃止されることに伴い、より遠距離の県立高校に通学することになるものであって、経済的な理由により、修学が困難な者に対し、奨学金を対処することにより、教育の機会均等を図る。

#### 2 対象者

(1) 再編に関連する対象中学校の通学区域内に居住し、県立高等学校に在学する者

(2) 統廃合される高校が募集停止となった年度から 3 年間に、県立高校に入学した者

(募集停止後 3 年間の入学者に貸与)

(3) 経済的な理由により著しく修学が困難な者

#### 3 貸与月額

5,000 円、10,000 円、15,000 円、20,000 円、25,000 円又は 30,000 円のうち、申請者又は奨学生が選択する額で、通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を超えないもの。

(例：利用者負担額が月 7,000 円→5,000 円が貸与月額)

#### 4 貸与期間

貸与開始時期から 3 年間

#### 【参考】 本県における支援例

統合に伴い、最寄りの高校へ通学する際に公共交通機関が存在しない場合、市町村等が行う通学バスの運行に対して補助を実施（補助率 1/2 以内）